

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）

一 徳島県魚介類行商取締条例の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和三年六月一日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第二十八号）

一 食品衛生法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 食品表示法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴う所要の整備を行うこととした。

五 徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

六 徳島県魚介類行商取締条例の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。

七 この規則は、令和三年六月一日から施行することとした。